ながさ木・なごみの街づくり事業実施要領

制　　定　平成29年6月15日　29林第198号
一部改正　平成31年4月11日　31林第47号
一部改正　令和２年４月１日　２林第22号
一部改正　令和３年６月14日　３林第131号
一部改正　令和４年４月25日　４林第48号
一部改正　令和６年４月26日　６林第43号
一部改正　令和８年６月３日　８林第75号

（趣　旨）

第１条　本事業は、ながさき森林環境税の趣旨に即した県産木材の利用を促進するために、民間の「ウッドチェンジスペース」及び「教育・保育スペース」において、木質化及び木製品を県産木材で整備する取組並びに県産木材を活用した木製品等の開発について支援する。

なお、この事業の実施に当たっては、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱及びながさき森林環境保全事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

（定　義）

第２条　この要領における定義は、次のとおりとする。

（１）「県産木材」とは、長崎県内で生育し伐採された丸太を県内外で加工した製材品をいう。

（２）「ウッドチェンジスペース」とは、これまで木材が使用されていない箇所の木質化及び木製品を導入するスペースのことで、そのうち、銀行、店舗、飲食店、宿泊施設、交通機関（待合所等）、病院等の不特定多数の県民が利用する空間をいう（新設も可）。ただし、法的規制や施設の運営方針等による利用者の年齢、性別等の個別要因を理由とする利用制限や施設関係者以外の利用者制限が必要な空間を除く。

（３）「教育・保育スペース」とは、民間の学校、幼稚園、保育園、学童保育等の施設で、児童や生徒の教育や保育を目的としている空間をいう。

（４）「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁、木柵、デッキなどの屋外に面する部分に県産木材を使用し整備することをいう。

（５）「木製品」とは、机、テーブル、椅子、ベンチ、棚、部屋の間仕切りなどの家具及び遊具・玩具等、木材を主な原料とした製品をいう。

（補助対象事業及び補助率等）
第３条　補助金の交付対象となる事業の区分、内容、実施実施主体、経費、補助率及び補助金額の範囲は、別表第１に定めるとおりとし、次に掲げるものを除く。
（１）国が実施している事業の対象となる事業
（２）県が実施している当該事業以外の事業の対象となる事業
（３）民間助成金の対象となることが明らかな事業
（４）分担金又は負担金の支出に係る事業
（５）市町が実施している事業の対象となる事業
（６）政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業
（７）環境税の趣旨に合致しない事業
（９）施設の維持管理に要する経費
（１０）職員の給与に要する経費
（１１）不動産取得に関する経費
（１２）施設の取り壊し経費
（１３）その他、知事が不適当と認めた経費

（事業実施主体）
第４条　次に掲げる団体は事業実施主体となることができない。
（１）特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下にある団体。
（３）その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体。

（補助対象施設及び補助対象とする木製品等）
第５条　木質化及び木製品の導入における補助対象施設は、次の要件を満たすものとする。
（１）長崎県内に存すること。
（２）県産木材の使用率は、木質化及び木製品の導入でそれぞれおおむね 80%以上とすること。また、使用される県産木材は、表面に十分出ていること。
（３）事業実施年度の２月末日までに確実に完成すること。
（４）ながさき森林環境税による事業を活用して整備した施設であることを利用者にわかりやすくＰＲできる表示板等を設置すること。
（５）教育・保育スペースにおいて事業を実施する場合は、事業実施後、施設利用者に対するアンケートなど、事業効果が分かるものを実績報告時に県へ提出すること。ただし、建築物の新築等により、実績報告時までに事業効果が分かるものを提出することが困難な場合においては、本事業及び県産木材について情報

発信を行うこと。
（６）ウッドチェンジスペースにおいて事業を実施する場合は、本事業及び県産木材について情報発信を行うこと。
（７）整備した施設は完成の翌年度から起算して８年以上適切に維持管理され、継続的に利用されること。

２　開発の補助対象とする木製品等は、次の要件を満たすものとする。
（１）県産木材の利用促進に資する製品であること。
（２）県産木材の使用率は、製品における木材使用量のおおむね 80%以上とすること。また、使用される県産木材は、表面に十分出ていること。
（３）事業実施年度の２月末日までに確実に完成すること。
（４）具体的な販売対象を想定し、販売計画を有していること。
（５）本事業及び県産木材について情報発信を行うこと。

（全体事業計画書の作成等）
第６条　事業実施主体は、ながさ木・なごみの街づくり全体事業計画承認申請書（様式第１号）に次の書類を添付し、知事に提出のうえ承認を受けるものとする。
（１）木質化及び木製品の導入においては、次のアからキの書類を添付すること。
ア　全体事業計画書（様式第２号－１）
イ　事前点検シート（様式第２号－３）
ウ　事業実施主体の法人登記の写し、又は団体の規約・会則・構成員名簿・会報等団体の概要が分かるもの
エ　事業実施主体が補助対象施設を所有していることを証明する登記の写し（所有していない場合は賃貸契約書の写しなど）
オ　補助対象施設を整備するために必要な許認可等の写し（必要な場合のみ）
カ　補助対象事業費の積算資料（見積書や設計書等）
キ　補助対象施設の位置図、図面及び現況写真（木製品についてはパンフレットや完成イメージ図等）※図面に県産材とその他の別を図示すること。また、施設を新設する場合は現況写真不要
（２）木製品等の開発においては、次のアからエの書類を添付すること。
ア　全体事業計画書（様式第２号－２）
イ　事前点検シート（様式第２号－３）
ウ　事業実施主体の法人登記の写し、又は団体の規約・会則・構成員名簿・会報等団体の概要が分かるもの
エ　補助対象事業費の積算資料（見積書や設計書等）
２　知事は、全体事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、承認した全体事業計画書に基づき、予算の範囲内で様式第３号により、事業実施主体に内示する。

３　規則第４条の知事が定める申請書を提出できる時期は、全体事業計画書の承認から 30 日以内とする。

（事業の実施）

第７条　事業は補助金交付決定通知日以降に、次により適切に実施するものとする。

１　契約方法については、原則として競争入札又は三者見積により実施するものとする。

２　見積については、県内に事務所又は営業所を有する民間事業者を優先し依頼するものとする。

（実績報告書のその他知事が必要と認める書類）

第８条　実施要綱第８条第２項第３号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（１）全体事業実績書（様式第２号－１、様式第２号－２）

（２）補助対象事業費の積算根拠及び支出証拠書類

（３）契約書等の写し

（４）長崎県産木材供給体制整備推進協議会が定める長崎県産木材認証規程第２(2)に規定された長崎県産木材証明書の写し

（５）補助対象施設又は開発した木製品等の完成状況写真（ＰＲ表示板写真含む）

（県の完成確認）

第９条　県は、事業実施主体から実績報告書が提出された後、補助対象施設又は開発した木製品等の現地確認及び支出証拠書類等の書類検査を実施するものとする。

２　県は、完成を確認した場合は、完成確認通知書を補助事業者に交付するものとする。

（事業の公表）

第 10 条　県は、補助対象施設又は開発した木製品等の完成を確認した後に、事業内容を県のホームページにて公表するものとする。

（適正な管理等）

第 11 条　事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の目的が達成されるよう、適正な管理に努めるものとする。

２　第５条第１項第７号に定める期間内において、補助対象施設の用途等を変更する場合は、事前に用途変更の事前協議書（様式第４号－１）を知事に提出するものとし、知事は協議結果を事業実施主体に用途変更の事前協議結果（様式第４号－２）により通知するものとする。

（知的財産権の帰属等）

第 12 条　事業を利用した木製品等の開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）は、事業実施主体に帰属する。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して５年以内に知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、あらかじめ県の承認を受けるものとする。

（その他）

第 13 条　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が定める。

付　則

１．　この要領は、平成 29 年度予算から適用する。
２．　この要領は、平成 31 年度予算から適用する。
３．　この要領は、令和２年度予算から適用する。
４．　この要領は、令和３年度予算から適用する。
５．　この要領は、令和４年度予算から適用する。
６．　この要領は、令和６年度予算から適用する。
７．　この要領は、令和８年度予算から適用する。

別表第1（第3条）

事業区分	事業の内容	事業実施主体（補助事業者）	補助対象経費	補助率	補助金額の範囲
木質化	ウッドチェンジスペース及び教育・保育スペースにおける、県産木材を使用した木質化	・県内に補助対象施設を所有する民間事業者 ・補助対象施設の所有者から、賃貸契約書等の書面により事業の同意を得ている民間事業者	木質化を行うために直接必要な資材費と労務費及び諸経費	1／2以内	・ウッドチェンジスペース 20万円を下限とし、200万円を上限とする ・教育・保育スペース 50万円を下限とし、300万円を上限とする
木製品の導入	ウッドチェンジスペース及び教育・保育スペースにおける、県産木材を使用した木製品の導入		木製品の制作及び設置に直接必要な資材費と労務費及び諸経費		20万円を下限とし、150 万円を上限とする
木製品等の開発	県産木材を使用した木製品の開発	・県内に事務所又は営業所を有する民間事業者 ・3名以上で構成された団体であって、規約等を有し、下記のア～ウのすべてを具備しているもの ア　自主的、組織的な活動で事業を完遂できること イ　補助金の使途に係る条件遵守が確実であること ウ　規約の中に「会計処理に関する項目」と「監査に関する項目」を設けていること	別表第2に定める経費		20万円を下限とし、100万円を上限とする

※1施設において木質化と木製品の導入の両区分を実施する場合の補助金額の上限は、ウッドチェンジスペースは合計200万円、教育・保育スペースは合計300万円とする。

ただし、次に掲げる経費は、補助対象としない。（再掲）
（1）国が実施している事業の対象となる事業
（2）県が実施している当該事業以外の事業の対象となる事業
（3）民間助成金の対象となることが明らかな事業
（4）分担金又は負担金の支出に係る事業
（5）市町が実施している事業の対象となる事業
（6）政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業
（7）環境税の趣旨に合致しない事業
（9）施設の維持管理に要する経費
（10）職員の給与に要する経費
（11）不動産取得に関する経費
（12）施設の取り壊し経費
（13）その他、知事が不適当と認めた経費

別表第2（木製品等の開発に係る補助対象経費）

費 目		経費の内容 （事業の実施に直接必要な以下の経費）
1. 報償費(※)		講師、指導者、専門技術者等への謝金
2. 賃金(※)		事業実施のために臨時的に雇用する必要のある者に対する賃金
3. 旅費		講師、指導者、専門技術者等の旅費及び事業に直接必要な旅費
4. 資材費		木材、木質資源、木製品に直接使用する資材費
5. 需用費		事業の実施に直接必要な物品等
	消耗品費	事務用品等の購入費
	燃料費	車両等の燃料代
	印刷費	印刷製本費、写真現像代
6. 備品購入費(※)		機械、器具等
7. 役務費		通信運搬費等
8. 使用料		会議室、性能試験機器等の使用料
9. 委託料		自ら行うことが困難なものに限る外部への委託料
10. 講習費		開発に係る研修会、セミナーの受講料等

（※） ・事業実施主体の常勤職員に対する報償費、謝金、賃金は対象としない。
・備品購入費は、事業費の1割以内、又は10万円以内のいずれか低い金額とする。

様式第１号（実施要領第６条関係）

令和　　年　　月　　日

長崎県知事　　様

郵便番号

事業実施主体　住　　所

名　　称

代表者　職・氏名

令和　　年度　ながさ木・なごみの街づくり事業　全体事業計画承認申請書

ながさ木・なごみの街づくり事業実施要領第６条第１項の規定に基づき、全体事業計画を申請します。

記

〇添付書類

（１）全体事業計画書（様式第2号−１、様式2号－2）

（２）事前点検シート（様式第2号−3）

（３）事業実施主体の法人登記の写し、又は団体の規約・会則・構成員名簿・会報等団体の概要が分かるもの

（４）事業主体が補助対象施設を所有していることを証明する登記の写し
（所有していない場合は賃貸契約書の写しなど）

（５）補助対象施設を整備するために必要な許認可等の写し（必要な場合のみ）

（６）補助対象事業費の積算資料（見積書や設計書等）

（７）補助対象施設の位置図、図面及び現況写真
（木製品についてはパンフレットや完成イメージ図等）

発行責任者	〇〇　〇〇	Tel
発行担当者	〇〇　〇〇	FAX
		メールアドレス

様式第2号－1

ながさ木・なごみの街づくり事業　全体事業（計画・実績）書
（事業区分：木質化・木製品の導入）

1. 事業計画概要

事業実施主体	名称	
	所在地	
	電話番号	
補助対象施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
補助対象施設の種類（どちらかに〇）	ウッドチェンジスペース　・　教育・保育スペース	
事業区分(どちらかに〇)	木質化　・　木製品の導入	
事業の目的及び概要 （県産木材を使用して整備する目的など）		
事業実施期間（予定）	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	
補助対象施設の管理方法		
消費税の課税事業者別	課税事業者　・　簡易課税事業者　・　免税事業者	

2. 事業費（木質化の場合）

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

事業量	使用箇所	面積（m2）	総木材使用 材積（m3）	うち県産木材 使用材積（m3）	県産木材 使用率（%）
	計				
補助対象経費	積算区分	金額（円）		見積書 の番号等	備　考
	計（税抜）				
	消費税相当額（10%） ※課税事業者は対象外				
	合計				
補助対象経費×1／2 （1,000円未満切捨て）				・ ウッドチェンジスペース 20万円～200万円 ・ 教育・保育スペース 50万円～300万円	

3. 事業費（木製品の場合）

事業量	製品名	数量	総木材使用 材積（m3）	うち県産木材 使用材積（m3）	県産木材 使用率（%）
	計				
補助対象 経費	積算区分	金額（円）		見積書 の番号等	備　考
	計（税抜）				
	消費税相当額（10%） ※課税事業者は対象外				
	合計				
補助対象経費×１／２ （1,000円未満切捨て）				補助金額の範囲： 20万円～150万円	

4. 県補助金査定結果

	区分	補助金額（円）	備　考
県補助金額査定欄 ※事業実施主体は 記入しない	木質化		ウッドチェンジスペース：20万円～200万円 教育・保育スペース：50万円～300万円
	木製品の導入		20万円～150万円
	計		

5.収支内訳

（円）

区分	補助対象事業費	事業費負担区分			
		県補助金	自己負担	その他	備考
木質化					
木製品の導入					

様式第2号－2

ながさ木・なごみの街づくり事業　全体事業（計画・実績）書
（事業区分：木製品等の開発）

1．事業計画概要

事業実施主体	名称				
	所在地				
	電話番号				
	消費税の課税事業者別	課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者			
開発する木製品等の概要	製品名				
	コンセプト				
	開発の背景・目的				
	販売対象者				
	県民への周知の方法				
事業実施予定期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日				
事業スケジュール	項　目				予定時期
商品開発の構成員					
製品1個当たりの木材使用量	木材総使用量		うち県産材使用量		
	県産材使用率			%	
事業実施後の年間販売予定量					

2. 事業費

経費区分		金額(円) 補助対象経費	見積番号、積算基礎等		備考
事業費	報償費				
	賃金				
	旅費				
	資材費				
	需用費(資材費を除く)				
	備品購入費				
	役務費				
	使用料				
	委託料				
	講習費				
	計(税抜)				
	消費税相当額(10%) ※課税事業者は対象外				
	合計				
補助対象経費×1／2 (1,000円未満切捨て)				補助金額の範囲: 20万円～100万円	

4. 県補助金査定結果

	区分	補助金額(円)	備考
県補助金額査定欄 ※事業実施主体は記入しない	木製品等の開発		20万円～100万円
	計		

3. 収支内訳

(円)

区分	補助対象事業費	事業費負担区分			
		県補助金	自己負担	その他	備考
木製品等の開発					

様式第2号－3

事前点検シート

区分		内容	確認結果（チェック）
税事業としての適合性		森林環境の保全又は森林を守り育てる意識づくりを図る事業となっている。	
		事業効果等において事業の有効性が認められる。	
		地域に根ざした事業として、継続性、発展性が認められる。	
		事業実施後の管理体制が整っている。	
事業の対象		他の既存事業（国、県、市町、民間）の対象となる事業ではない。	
		分担金又は負担金の支出に係る事業ではない。	
		政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業ではない。	
事業の実施（全般）		事業の実施にあたって関係諸法規等の届出や許可等の手続きが行われることが確実である。	
		事業実施主体としての要件を満たす民間事業者、又は団体である。	
事業の実施（事業細区分別）	木質化	事業実施主体は、補助対象施設を所有している。	
		事業実施主体が補助対象施設を所有していない場合は、補助対象施設の所有者から事業について同意を得ている。	
		事業で整備した施設等は適切に維持管理され、8年間以上継続的に利用される。	
		県産木材使用率はおおむね80%以上で、表面に十分出ている。	
		実施年度の2月末日までに完了するようになっている。	
		ながさき森林環境税による事業を活用して整備した施設であることを利用者にわかりやすくPRするために、表示板を設置するようになっている。	
		教育・保育スペースにおいて事業を実施する場合に、事業実施後、施設利用者に対するアンケートなど、事業効果を把握するようになっている（新築等によりアンケート実施等が困難な場合には、本事業及び県産木材について情報発信するようになっている）。	
		ウッドチェンジスペースにおいて事業を実施する場合に、本事業及び県産木材について情報発信するようになっている。	
	木製品の導入	事業実施主体は、補助対象施設を所有している。	
		事業実施主体が補助対象施設を所有していない場合は、補助対象施設の所有者から事業について同意を得ている。	
		事業で整備した施設等は適切に維持管理され、8年間以上継続的に利用される。	
		県産木材使用率はおおむね80%以上で、表面に十分出ている。	
		実施年度の2月末日までに完了するようになっている。	
		ながさき森林環境税による事業を活用して整備した施設であることを利用者にわかりやすくPRするために、表示板を設置するようになっている。	
		教育・保育スペースにおいて事業を実施する場合に、事業実施後、施設利用者に対するアンケートなど、事業効果を把握するようになっている（新築等によりアンケート実施等が困難な場合には、本事業及び県産木材について情報発信するようになっている）。	
		ウッドチェンジスペースにおいて事業を実施する場合に、本事業及び県産木材について情報発信するようになっている。	
	木製品等の開発	県産材の利用促進につながる木製品等となっている。	
		県産木材使用率はおおむね80%以上で、表面に十分出ている。	
		実施年度の2月末日までに完了するようになっている。	
		具体的な販売対象を想定し、販売計画を有している。	
		本事業及び県産木材について情報発信するようになっている。	
対象経費		事業実施主体が課税事業者である場合は、補助対象経費に、消費税相当額は含まれていない。	
		不動産取得に関する経費は含まれていない。	
		取り壊し経費は含まれていない。	

様式第3号

番　　号
令和　　年　　月　　日

事業実施主体　　様

長崎県知事　　印

令和　年度　ながさ木・なごみの街づくり事業　全体事業計画書
の承認及び同事業費補助金の内示について

令和　　年　　月　　日付けで申請がありました令和　　年度　ながさ木・なごみの街づくり事業全体計画書については、これを承認し、標記事業費補助金を下記のとおり内示します。
なお、補助金交付申請書を令和　　年　　月　　日までに提出してください。

記

〇ながさ木・なごみの街づくり事業

事業区分	補助対象経費 （円）	内示額 （円）	備考
木質化			
木製品の導入			
木製品等の開発			
計			

様式第4号－1

令和　年　　月　　日

長崎県知事　　様

事業実施主体　　郵便番号

住　　所

名　　称

代表者　職・氏名

用途変更の事前協議書

令和　　年度ながさ木・なごみの街づくり事業で実施した補助対象施設の用途変更について、下記のとおり事前に協議します。

記

補助対象施設の名称	
補助対象施設の所在地	
補助対象施設の利用区分	ウッドチェンジスペース　　・　　教育・保育スペース
県の完成確認検査年月日	
県が完成を確認した日の翌年度から8年間が終了する年月日	
変更後の用途	
用途の変更理由	
補助の目的を継続して達成できる用途の変更なのか	

※必要に応じて、書類を添付すること。

発行責任者	○○　○○	Tel
発行担当者	○○　○○	FAX
		メールアドレス

様式第4号－2

令和　　年　　月　　日

事業実施主体　　様

長崎県知事　　印

用途変更の事前協議結果

令和　　年　　月　　日付けで提出された用途変更の事前協議書について、下記のとおり結果を通知しますので、適切に対応願います。

記

補助対象施設の名称	
補助対象施設の所在地	
補助対象施設の利用区分	ウッドチェンジスペース　　・　　教育・保育スペース
変更後の用途	
協議結果	

（参考）長崎県産木材認証規程第2（2）の県産木材認証事業体が発行する長崎県木材証明書

長崎県産木材証明書

年　　月　　日

（請負者又は事業実施主体）

様

1．工事名

2．工事場所

3．資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量（本束）	単材積	材積	備考
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	
						m3	m3	

4．素材の生産地（市町名当）

上記の製品は、長崎県産木材であることを証明します。

（証明者）
認証事業体番号
名称
代表者氏名　　印
TEL
FAX